

新	旧
<p style="text-align: center;">一般社団法人 下呂温泉観光協会 定款</p> <p style="text-align: center;">第5章 役員 (役員を設置)</p> <p>第21条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 25名以上 <u>34名以内</u></p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>(3) 顧問 5名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長とする。</p> <p>3 理事のうち4名以内を副会長とする。</p> <p>4 会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。</p> <p>5 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事（代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人 下呂温泉観光協会定款</p> <p style="text-align: center;">第5章 役員 (役員を設置)</p> <p>第21条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 25名以上 <u>30名以内</u></p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>(3) 顧問 5名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長とする。</p> <p>3 理事のうち4名以内を副会長とする。</p> <p>4 会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。</p> <p>5 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事（代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。）とする。</p>